**群馬県建設工事適正化指導要綱**

(目的)

第１条　この要綱は、群馬県が発注する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下｢入札契約適正化法｣という｡)の適用対象となる公共工事(以下｢公共工事｣という｡)における元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立及び下請契約に係る紛争相談等について必要な事項を定める。

(用語)

第２条　この要綱における用語の定義は、次に掲げる各号に定めるところによる。

(１)建設業者

建設業法(昭和２４年法律第100号｡以下｢法｣という｡)第３条第１項第１号の許可を受けて建設業を営む者をいう。

(２)受注者

群馬県と公共工事請負契約を締結する元請業者。

公共工事契約を執行するにあたり、下請契約の内容につき下請負人に対して社会保険の加入状況を聴取等して、社会保険未加入建設業者に対しては加入指導を行う。

(３)下請契約

受注者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の一部について締結される請負契約のほか、下請負人と他の下請負人との間で締結される請負契約をいう。

(４)施工体制台帳

当該建設工事の施工に係るすべての建設業者等の名称、施工範囲及び配置技術者の氏名等を記載した台帳をいい、その一部として、作業員名簿を作成する。

(５)下請負人

下請契約における請負人をいう。

(６)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険並びに労働災害補償保険をいう。

(７)社会保険未加入建設業者

健康保険法(大正１１年法律第７０号)第４８条の届出の義務、厚生年金保険法(昭和２９年法律第１１５号)第２７条の届出の義務、雇用保険法(昭和４９年法律第１１６号)第７条の届出、及び労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づく届出の義務を履行していない建設業者をいい､当該届出の義務がない者を除く｡

(公共工事の下請契約)

第３条　契約担当者は、受注者が下請契約を締結しようとするときは建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いるように指導すること。

また、下請契約にあたって、受注者は必要に応じ下請契約書を確認し、当該契約の法定福利費の取扱い及び社会保険の加入状況等について聴取等し、必要な指導を行う義務を負う。

(施工体制の把握)

第４条　契約担当者は、受注者から現地における工事着手までに施工状況報告書(様式第１号)を提出させること。

なお、ぐんま電子納品システム対象工事にあっては、電子納品システムにより提出させること。

２　契約担当者は、前項に規定する施工状況報告において下請契約の締結を確認したときは、作業員名簿（様式第２号）を含む施工体制台帳(様式第３号)の写し及び施工体系図(様式第４号)の写しを提出させること。

なお、ぐんま電子納品システム対象工事は電子納品システムにより提出させ、確認すること。

３　契約担当者は、前項に規定する書類により下請負人が社会保険未加入建設業者であることを確認したときは、是正指導を行うこと。

４　契約担当者は、前項において確認した社会保険未加入建設業者について県内業者又は県外業者に関わりなく、社会保険未加入建設業者に係る通報書(様式第５号)により前項において社会保険未加入建設業者であることを確認した日の翌月１５日までに建設企画課建設業対策室に通報すること。

５　契約担当者は、下請負人が再下請契約を締結したことを確認したときは、受注者から再下請負通知書(様式第６号)の写しを提出させること。

６　契約担当者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、受注者から速やかに下請施工状況変更届(様式第７号)を提出させること。

(１)新たに下請契約を締結したとき

(２)下請契約を解除したとき

(３)請負代金額を変更したとき

(４)既に提出されている書類に変更が生じたとき

(施工段階における指導)

第５条　契約担当者は、前条に規定する書類の確認により次に掲げる各号のいずれかに該当するときは受注者に対し是正を指導すること。

(１)工事の内容及び現場の状況等が提出書類の内容と相違しているとき

(２)下請契約の内容が不適切と判断されるとき

(３)技術者の配置状況等が不適切と判断されるとき

(４)前条に規定する書類が整備されていないとき

(指導に従わないときの措置)

第６条　契約担当者は､受注者が第４条第３項における是正指導又は前条に規定する指導に従わないときは､指名競争入札における指名業者の選定及び随意契約における見積書の徴求にあたって考慮すること。

(下請問題相談所)

第７条　契約担当者は、下請問題に係る相談を処理するため、「下請問題相談所」を設置すること。

２　下請問題相談所長は、群馬県が発注する公共工事に関し、その下請契約に係る紛争相談を処理する。

３　下請問題相談所は、別表の部局に置くものとする。

附則

　１　この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

　２　下請代金支払の適正化対策実施要綱(昭和５３年４月２７日制定)は、廃止する。

附則

　この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附則

　この要綱は、平成１２年１０月１日から施行する。

附則

　この要綱は、平成１３年６月１日から施行する。

附則

　この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附則

　この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附則

　この要綱は、平成１９年１１月１日から施行する。

附則

　この要綱は、平成２３年６月１日から施行する。

附則

　この要綱は、平成２４年１１月３０日から施行し、平成２４年１１月１日以降に締結された建設工事の請負契約から適用する。

附則

　この要綱は、平成２７年１月１日から施行し、平成２７年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附則

　この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年４月１日以降に入札公告等を行う公共工事から適用する。

附則

　この要綱は、平成３１年４月９日から施行し、平成３１年４月１日以降に入札公告等を行う公共工事に係る契約から適用する。

附則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。